

株式会社安全相互自動車学校
教習生 各位

2009年1月8日

教習生有志 代表 鈴木 岩夫
061-3771
石狩郡当別町字高岡932番地33
0133-26-4196 (FAX兼用)
090-5980-2195

ご 連 絡

私たちは、11月21日の休校措置がとられた以降「1日も早い免許取得」を目指して様々な取り組みをしてきました。

- ・ 11月、休校措置がとられたことの説明を求める申し入れ（会社役員、代理人弁護士）
- ・ 11月、教習生の引き取り先の確保を求める申し入れ（試験場、教習所協会）
- ・ 11月、教習生の引き取り先の確保を求める申し入れ（道庁、道警）
- ・ 11月、被害届（消費者センター、警察署）
- ・ マスコミの取材誌「報道

以上のような取り組みの中で11月30日より教習所協会が引き受けてくれることとなり今日にいたっています。その際、被害者救済という意味合いも配慮し1日も早い免許取得を要請し、引き受け条件についても話し合っています。

- ・ 新たに入校することになるが入校料などはとらず、1教習6,300円とする。
- ・ 試験場のコースを利用して教習する場合は、利用料について教習生がもつ。
しかし、試験場のコースの利用時間が早朝6時30分より7時30分までと夕方4時より6時までの2回と限られていたこと。しかも、季節がら暗い中での教習ということではなかなか思うように教習できない現実にぶつかります。そのような中、12月17日教習所協会と試験場に対して現状を打開するよう申し入れを行いました。
- ・ 試験場の使用時間を延長するよう申し入れること、またすること。
- ・ 大型一種免許取得について検討すること。
- ・ 教習生一人残らず相談にのること。

上に点については難しいという回答でした。しかし、試験については指定曜日にごだわることなく可能な範囲で翌日受験ができるようになりました。また、石狩の教習所コースがどうか利用できないか努力も開始されました。

12月18日、破産管財人と裁判所にも同趣旨の内容を電話で要請しました。その際、石狩の教習所コースをどうにか利用できないか努力してもらおうよう併せて要請しました。1月7日、その後努力していただきましたが、残念ながら難しいとの回答をいただきました。

さて、そのような中、1月7日、安全相互自動車学校代理人前田弁護士より会いたいとの連絡を受け面会したところです。内容は、

- ・ 引き受け先である教習所協会教習生の1日も早い免許取得をめざすためどうにかして石狩コースを利用できるよう所有する会社と交渉したい。

- ・ その際、教習生の声を最大限に生かしたい。一緒にできないか。というものでした。

さて、皆さん

皆さんは、どう考えるでしょうか。

私たちは、破産したとはいえ会社役員はじめ関係者の社会的責任は免罪されるものとは考えていません。

教習生にとって何よりの責任の取り方というのは、1日も早く免許証を手にしてもらうということにつきます。現段階では、そのためにも、石狩コースを利用できるよう所有する会社と交渉する際、教習生の声を最大限に生かせるよう工夫することが大事だと考えます。

については、1月19日開催される説明会にぜひ参加されるようご連絡するものです。

私たちは、破産したとはいえ会社役員はじめ関係者の社会的責任を果たさざるべく引き続き取り組みをしていくつもりです。

また、自動車学校とはいえ「学校」という名前がついている以上人の道を説くところでもありませんから、過ちを犯した場合は深く過ちを認め誠心誠意謝ることです。こちらから求めることではありませんが、これまでの経緯も含め求めていきたいと思えます。

新しい年がはじまり何かと忙しいとは思いますが、皆さんの考えをお聞かせください。お待ちしております。